

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年3月29日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野菜類 (Vegetables), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat), with specific product names and their corresponding restrictions.

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村
※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。))及び飯館村
※3 福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町、中山下、馬尾、常葉町、常葉町山根及び市内固有有林福島森林管理21林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上20キロメートル以内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2011林班まで、2009林班から2009林班まで及び210林班の区域を除く。)、福島県(飯館村、渡利、小倉及び南谷を除く。)、旧平井町、旧飯塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館)以下、松根原、川向及び笠原)及び旧月館町(月館町北、東、西及び新堀)内に限る。)、旧田代町(東山田及び野山)に限る。)、旧津村(保原所沢(明友内田、久保田、田中内、西山田、菅野、河原田、津波町、西津波及び東田)に限る。))及び旧保原所沢(津波町、平、宮ノ内、前田、南相馬、砂子下及び津波)に限る。)、旧福本村(東津町大瀬(寺前、清木、津波沢、松平、久保、福永、皇斗、山口、室太夫、金右及び上合を除く。)、東津野新田及び旧津野)に限る。)、旧平井町、旧上原村、旧置山村、旧小井村及び旧野野村(置山町八幡)に限る。)、二本松市(旧川村(川村)及び大沢(大沢))に限る。)、旧唐土村、旧小坂村、旧坂本村、旧山根村、旧石井村、旧石井村、旧新原村、旧大田村(旧代町)及び旧大田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村及び旧白岩村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧半田村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西原村の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、三春町(旧石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川俣町(川俣町の区域に限る。))
※4 福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町、中山下、馬尾、常葉町、常葉町山根及び市内固有有林福島森林管理21林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上20キロメートル以内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2011林班まで、2009林班から2009林班まで及び210林班の区域を除く。)、伊達市(旧平井町(月館町月館)以下、松根原、川向及び笠原)及び旧月館町(月館町北、東、西及び新堀)内に限る。)、旧田代町(東山田及び野山)に限る。)、旧津村(保原所沢(明友内田、久保田、田中内、西山田、菅野、河原田、津波町、西津波及び東田)に限る。))及び旧保原所沢(津波町、平、宮ノ内、前田、南相馬、砂子下及び津波)に限る。)、旧福本村(東津町大瀬(寺前、清木、津波沢、松平、久保、福永、皇斗、山口、室太夫、金右及び上合を除く。)、東津野新田及び旧津野)に限る。)、旧平井町、旧上原村、旧置山村、旧小井村及び旧野野村(置山町八幡)に限る。)、二本松市(旧川村(川村)及び大沢(大沢))に限る。)、旧唐土村、旧小坂村、旧坂本村、旧山根村、旧石井村、旧石井村、旧新原村、旧大田村(旧代町)及び旧大田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村及び旧白岩村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧半田村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西原村の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、三春町(旧石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川俣町(川俣町の区域に限る。))
※5 福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町、中山下、馬尾、常葉町、常葉町山根及び市内固有有林福島森林管理21林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上20キロメートル以内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2011林班まで、2009林班から2009林班まで及び210林班の区域を除く。)、伊達市(旧平井町(月館町月館)以下、松根原、川向及び笠原)及び旧月館町(月館町北、東、西及び新堀)内に限る。)、旧田代町(東山田及び野山)に限る。)、旧津村(保原所沢(明友内田、久保田、田中内、西山田、菅野、河原田、津波町、西津波及び東田)に限る。))及び旧保原所沢(津波町、平、宮ノ内、前田、南相馬、砂子下及び津波)に限る。)、旧福本村(東津町大瀬(寺前、清木、津波沢、松平、久保、福永、皇斗、山口、室太夫、金右及び上合を除く。)、東津野新田及び旧津野)に限る。)、旧平井町、旧上原村、旧置山村、旧小井村及び旧野野村(置山町八幡)に限る。)、二本松市(旧川村(川村)及び大沢(大沢))に限る。)、旧唐土村、旧小坂村、旧坂本村、旧山根村、旧石井村、旧石井村、旧新原村、旧大田村(旧代町)及び旧大田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村及び旧白岩村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧半田村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西原村の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、三春町(旧石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川俣町(川俣町の区域に限る。))
※6 福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町、中山下、馬尾、常葉町、常葉町山根及び市内固有有林福島森林管理21林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上20キロメートル以内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2011林班まで、2009林班から2009林班まで及び210林班の区域を除く。)、伊達市(旧平井町(月館町月館)以下、松根原、川向及び笠原)及び旧月館町(月館町北、東、西及び新堀)内に限る。)、旧田代町(東山田及び野山)に限る。)、旧津村(保原所沢(明友内田、久保田、田中内、西山田、菅野、河原田、津波町、西津波及び東田)に限る。))及び旧保原所沢(津波町、平、宮ノ内、前田、南相馬、砂子下及び津波)に限る。)、旧福本村(東津町大瀬(寺前、清木、津波沢、松平、久保、福永、皇斗、山口、室太夫、金右及び上合を除く。)、東津野新田及び旧津野)に限る。)、旧平井町、旧上原村、旧置山村、旧小井村及び旧野野村(置山町八幡)に限る。)、二本松市(旧川村(川村)及び大沢(大沢))に限る。)、旧唐土村、旧小坂村、旧坂本村、旧山根村、旧石井村、旧石井村、旧新原村、旧大田村(旧代町)及び旧大田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村及び旧白岩村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧半田村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西原村の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、三春町(旧石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川俣町(川俣町の区域に限る。))
※7 福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町、中山下、馬尾、常葉町、常葉町山根及び市内固有有林福島森林管理21林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上20キロメートル以内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇助庵、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2011林班まで、2009林班から2009林班まで及び210林班の区域を除く。)、伊達市(旧平井町(月館町月館)以下、松根原、川向及び笠原)及び旧月館町(月館町北、東、西及び新堀)内に限る。)、旧田代町(東山田及び野山)に限る。)、旧津村(保原所沢(明友内田、久保田、田中内、西山田、菅野、河原田、津波町、西津波及び東田)に限る。))及び旧保原所沢(津波町、平、宮ノ内、前田、南相馬、砂子下及び津波)に限る。)、旧福本村(東津町大瀬(寺前、清木、津波沢、松平、久保、福永、皇斗、山口、室太夫、金右及び上合を除く。)、東津野新田及び旧津野)に限る。)、旧平井町、旧上原村、旧置山村、旧小井村及び旧野野村(置山町八幡)に限る。)、二本松市(旧川村(川村)及び大沢(大沢))に限る。)、旧唐土村、旧小坂村、旧坂本村、旧山根村、旧石井村、旧石井村、旧新原村、旧大田村(旧代町)及び旧大田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村及び旧白岩村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧半田村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西原村の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、三春町(旧石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川俣町(川俣町の区域に限る。))
※8 アイヌメ、アシナガシラ、イナゴ(雑魚を除く。)、シロイシ、ウズメバル、ウナゴ、エイソノイ、カサゴ、キンメダイ、クロウソコ、クワコウ、シロコイ、コメカサバ、サウラス、サワロ、シロメバル、スズキ、ナガツク、ヌマガイ、ハバチガイ、ヒメメ、ホカガイ、マゴ、マコガイ、マコサ、マコサ、マコサ、マコサ
※9 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のみを除く。))及び及び出荷への出荷を差支えないよう要請
※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年3月29日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町
		青森市、十和田市、鯉ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。))及び松川(支流を含む。))、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。))及び同県内の北上川(支流を含む。))
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
クマの肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年3月29日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
クワ	大田原市、那須塩原市、那須町	
肉	牛肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年3月29日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.5.30～H27.8.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.29解除：矢野川(支流を含む。ただし、貫井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.29解除：貫井川(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を含む。)	H24.5.30～H25.1.23解除：貫井川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.22～H23.9.22一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木県 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.3.31解除：鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	オキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：東吾妻町、東吾妻町、碓氷峠村 H24.10.10～：真山町 H24.10.18～：安中市 H24.10.28～：東吾妻町 H24.11.18～：みなかみ町 H24.4.27～：寄居川のうち群馬県から東京都電力株式会社久留所管用水取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.8.8～：寄居川のうち群馬県から東京都電力株式会社久留所管用水取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田町の上流(支流を含む。)
肉	クマの肉	H24.10.10～：全域
	シカの肉 ヤマドリ肉	H24.8.10～：全域 H23.1.23～：全域
その他	茶	H23.6.30～H24.5.29解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：東吾妻町、東吾妻町 H24.10.28～：とちがわ町 H24.11.8～：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シシトウ、モダンサイ、ラヂウ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
水産物	イワナ	H24.4.12～H25.10.23解除：高野市、大栗津市
	ウグイ	H24.4.6～H25.1.14解除：茨城県
	タケノコ	H24.4.11～H27.1.22解除：船市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
	シイタケ	H24.10.11～：東吾妻町 H24.10.11～H24.10.14一部解除：東吾妻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～：真山町 H23.12.22～H24.10.14一部解除：佐倉市 H24.2.23～H24.2.26一部解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.6.19～H24.6.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.7.14～H24.7.14一部解除：東吾妻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.19～H24.8.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.11.20一部解除：東吾妻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H24.12.14一部解除：船橋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ギンナ	H24.7.8～：平賀川及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H24.11.12～：平賀川及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H24.11.12～：平賀川及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H24.11.8～H25.1.19一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	その他	茶
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：安川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.8～：全域(佐渡市及び黒島郷村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、穂積村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.20～：飯野町、野代町 H24.10.11～：小笠原、南信濃(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：小海町、南佐佐木(マツタケに限る。) H24.10.11～：桂久保(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：桂久保(マツタケに限る。) H24.10.11～：小笠原(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町
	コシアブラ	H23.8.21～：長野市、穂積町 H23.8.28～：中野市、穂積町 H23.7.28～：水島平村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：南信濃市、小山町 H23.10.8～：富士吉田市、富士市 H24.10.7～：南信濃市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料 3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成28年3月29日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、五川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H27.2.18解除：榎葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、五川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H27.2.18解除：榎葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、五川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H27.2.18解除：榎葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町
	H23.9.20～： 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象